

## 独立行政法人大学入試センターテニユアトラック制に関する規則

〔令和5年3月31日〕  
規則第15号

### 独立行政法人大学入試センターテニユアトラック制に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）の若手の教員に対し、テニユア獲得のインセンティブを与えることにより、当該教員の大学入学者選抜の改善に関する調査・研究及び専門的立場からの大学入学共通テスト実施への貢献に対する意欲を高めるとともに、その能力及び資質の向上を図り、もってセンターにおける大学入学者選抜の改善に関する調査・研究の高度化及び活性化を期することを目的として導入するテニユアトラック制に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 テニユア 任期の定めのない常勤の教員としての身分をいう。
- 二 テニユアトラック制 テニユアの付与に係る審査（以下「テニユア審査」という。）実施を前提として任期を付して採用し、当該審査において可とされた者についてはテニユアを付与し、不可とされた者についてはその者に係る任期の満了をもって退職する制度をいう。
- 三 テニユアトラック教員 テニユアトラック制により採用された教員をいう。

(テニユアトラック教員の職)

第3条 テニユアトラック教員として採用する教員の職は、准教授または助教とする。

2 前項に定める教員については、テニユアトラック准教授又はテニユアトラック助教と称することができる。

(テニユアトラック教員の任期)

第4条 テニユアトラック教員の任期は、5年とする。

2 前項の規定にかかわらず、テニユアトラック教員のテニユア審査が実施される前に、産前産後の特別休暇期間、育児休業期間、介護休業期間その他理事長がやむを得ない事情があると認めた期間（以下「休業等の期間」という。）がある場合には、テニユアトラック教員の任期（この項の規定により任期を延長した期間を除く。）を取得した休業等の期間の範囲内で延長することができる。ただし、任期を延長する場合であっても、採用された日から通算した雇用期間は10年を上限とする。

3 前項の取扱いについては、別に定める。

(テニユアトラック制の実施)

第5条 テニユアトラック制を実施する研究開発部の長は、あらかじめ、テニユアトラック制の対象となる研究分野、職名並びにテニユアを付与した後に雇用する職名及びテニユア審査の基準等を定めるものとする。

2 前項の事項について、研究開発部長は、事前に理事長の承認を受けなければならない。

(公募・選考)

第6条 テニユアトラック教員の採用にあたっては、公募により教員人事委員会が選考を行い、理

事長が決定する。

(同意及び説明責任)

第7条 テニユアトラック教員を採用する場合は、書面により、労働契約において当該採用される者の同意を得なければならない。

2 研究開発部長は、前項の同意を得るにあたっては、テニユアトラック制の内容その他必要な事項について、事前に書面により説明しなければならない。

(教員資格審査委員会)

第8条 教員人事委員会は、テニユアトラック教員の間評価及びテニユア審査等を行わせるために、教員資格審査委員会を設置することができる。

2 中間評価は、原則として採用から3年目に行うものとする。

(テニユア付与)

第9条 テニユアの付与は、教員人事委員会の議を経て理事長が行う。

2 テニユア審査及びテニユア付与に関する教員人事委員会の審議は、原則として採用から5年目に行い、任期満了日の6ヶ月前までに終えるものとし、その結果を速やかに当該テニユアトラック教員に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、中間評価において極めて優秀な評価を得て適格と認めるときは、任期の途中であってもテニユアを付与することができる。

(テニユア審査結果に対する異議申し立て)

第10条 テニユアトラック教員は、テニユア審査結果に不服がある場合は理事長に異議を申し立てることができる。ただし、審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行し、施行日以降に採用された者から適用する。